

剣道・居合道および杖道教士称号審査会要項

1. 受審資格

錬士七段受有者で、七段受有後2年以上を経過（平成29年5月31日以前に取得）した者。

※上記対象者で東京都剣道連盟における級位・段位・称号の審査等に関する規程および実施要領第21条2項の資格を有する者。なお、講習会の有効期間3年は、平成28年2月以降とする。

※東京都剣道連盟では、上記対象者を称号推薦審議会に諮ったうえ全剣連へ推薦する。

※年齢基準は、審査当日（剣道は2019年5月6日、居合道・杖道は2019年5月3日）とする。

2. 申込方法

受審希望者は、所定の教士受審申請書（自筆、パソコン不可、顔写真貼付）に講習手帳を添え、加盟団体へ申込むこと。

加盟団体は、受審希望者の受審申請書と講習手帳を取りまとめ、**2月18日（月）までに杉並区剣道連盟**に申込むこと。なお、受審申請書は必要に応じてコピーすること。

〒168-0073 杉並区下高井戸1-3-14 ハイムMYM201

3. 審査の方法

全剣連では、都道府県剣道連盟会長から推薦のあった候補者について、剣道は、日本剣道形、試合・審判、指導法、木刀による剣道基本技稽古法、称号・段位、健康・安全、居合道は、居合（解説）、試合・審判、指導法、称号・段位、健康・安全、杖道は、杖道（解説）、試合・審判、指導法、称号・段位、健康・安全および各々に関する小論文の筆記試験を行い、試験結果を審査会に提出し可否を決定する。

(1) 筆記試験日時 平成31年4月13日（土）

受付開始・終了 12時30分～午後1時

筆記試験開始・終了 午後1時30分～午後4時30分（予定）

(2) 筆記試験会場

東京都・兵庫県・福岡県の下記3ヶ所で実施。

受審者は試験会場希望地を各加盟団体に申し出ること。

ア 東京都会場 弘済会館 4階会議室（千代田区麴町5-1）電話 03-5276-0333

※交通機関 JR・総武線、中央線 四谷駅下車（麴町出口徒歩9分）

東京メトロ・丸ノ内線、南北線 四谷駅下車（1番出口徒歩5分）

東京メトロ・有楽町線 麴町駅下車（2番出口徒歩5分）

イ 兵庫県会場 神戸市勤労会館（神戸市中央区雲井通5丁目1-2）電話078-232-1881

ウ 福岡県会場 TKPガーデンシティ博多（アネックス）

（福岡市博多区博多駅前4-11-18ホテルサンライン福岡博多駅前2F）電話092-433-0520

(3) 試験方法については、後日、各都道府県剣連に通知と全剣連月刊「剣窓」平成31年3月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に掲載する。

(4) 試験会場への携行品 筆記具（鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム）

4. 選考料

1人 2,160円（消費税含む）

5. 審査料

18,000円（選考料2,160円を含めてお振込み下さい）。消費税含む。

※東京都剣道連盟の称号推薦審議会では不合格になった者には返金する。

6. 合格発表

審査終了後、合格者決定通知と証書を合格者の登録都道府県剣連に送付する。後日、全剣連月刊「剣窓」

6月号および全剣連ホームページ（<http://www.kendo.or.jp/>）に掲載する。

7. 個人情報保護法への対応（以下を申込者に周知して下さい。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、剣道・居合道・杖道の普及発展のため、マスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

8. 注意事項

受審者の不正行為への対応について、受審者が試験中に不正行為をした場合、試験会場より退場してもらうことがある。また、解答を教えた者、見せた者も同様とする。

9. その他

(1) 筆記試験の3科目群のうち1科目群が不合格となった受審者は、再受審が認められます。

なお、本審査日より1年経過後、再受審は無効となりますので、ご留意下さい。

(2) 審査参加料払込後の返金については、3月29日（金）午後5時までに加盟団体を通じて理由を付した書面（FAX可）を東京都剣道連盟あてに提出すること。なお、返金額は本連盟手数料5,400円、全剣連手数料2,160円を差し引いて8,640円を後日、加盟団体へ返金する。